

募集要領

陸上自衛隊米子駐屯地厚生センターにおける
「展示即売店の設置及び経営」

陸上自衛隊米子駐屯地業務隊

添付書類：仕様書

募集要領

1 概要

鳥取県米子市両三柳2603番地に所在する陸上自衛隊米子駐屯地において、隊員の福利厚生のため、展示即売店の設置及び経営業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 各契約機関等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (4) 役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

鳥取県米子市両三柳2603番地
陸上自衛隊米子駐屯地厚生センター

4 募集要領及び現場説明

募集要領の配布時に実施する。

5 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 店舗面積（基準）

厚生センター内 3. 24 m²厚生センター外 3. 24 m²

※ 店舗の細部の位置については、展示即売店を開催の都度担当者が指示する。

(3) その他

別添仕様書のとおり

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに出すこと。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書1部（別紙様式第2）

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 利用計画表（別紙様式第4）

(ウ) 企画提案書付属書類1部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、無効とする。）

a 業務確約書（別紙様式第5）

b 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）

c 会社概要（任意様式、パンフレット可）

d 誓約書・役員名簿（別紙様式第6）

※ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しをc、dに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒683-0853

鳥取県米子市両三柳2603

陸上自衛隊米子駐屯地業務隊厚生科 きよた 清田

(0859) 29-2161 (内線336)

ウ 提出期限

令和7年10月24日(金) (期日厳守)

(ア) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- a 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- b 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- c 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- d 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- e その他、違反と認められる場合

(イ) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 その他

- (1) 出店要望日等希望に沿う事が出来ない場合がある。
- (2) 自己都合による取り止めは、次回から応募不可となる場合がある。
- (3) 国有財産使用申請について、中国四国防衛局が発行する「国有財産使用許可証」について公印省略を希望される場合「国有財産使用申請書」の押印は不要となりますのでご承知ください。

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
米子駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

㊟

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

鳥取県米子市両三柳2603番地に所在する陸上自衛隊米子駐屯地内において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。
なお、国有財産使用が許可された際、中国四国防衛局が発行する「国有財産使用許可書」の公印省略を希望された場合、国有財産使用申請書の押印は不要となります。

企画提案書（2枚以内）

会社名：

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

イ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（150字以内）

ウ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（150字以内）

エ 衛生管理方法（150字以内）

オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
(150字以内)

カ 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

キ 利用計画表 (別紙様式第4)

利 用 計 画 表

1 出店希望日 : 下記に記載

2 出店希望場所 : 内 外 (希望場所どちらかに○)

月	日	使用日	月	日	使用日
4	1日～10日		10	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～30日			21日～31日	
5	1日～10日		11	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～31日			21日～30日	
6	1日～10日		12	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～30日			21日～31日	
7	1日～10日		1	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～31日			21日～31日	
8	1日～10日		2	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～31日			21日～28日	
9	1日～10日		3	1日～10日	
	11日～20日			11日～20日	
	21日～30日			21日～31日	
				計	

注1 各月において「使用日」、次のとおり記入して下さい。

(例)「5日(月)」、「10日(金)」等

注2 「計」の欄には、延べ日数を記入して下さい。

(例)「10日」、「20日」等

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
米子駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊米子駐屯地内における展示即売店の設置及び経営の業務」の応に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地
商号又は名称

代表取締役

代表者の氏名

⑩

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第8により変更後の役員等名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
中国四国防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

㊞

公 告

令和7年10月 1日

陸上自衛隊米子駐屯地
業務隊長 山本 慎一
(公 印 省 略)

令和8年度陸上自衛隊米子駐屯地厚生センターにおける展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集について

陸上自衛隊米子駐屯地厚生センターにおいて、展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）及び準じた資格を有し、取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 店舗面積（基準）

- (1) 厚生センター内 3. 24㎡
- (2) 厚生センター外 3. 24㎡

4 公告期間及び募集要領配布期間

- (1) 期 間 令和7年10月1日(水)～10月15日(水)まで
- (2) 場 所 鳥取県米子市両三柳2603
陸上自衛隊米子駐屯地内厚生センター内(厚生科)

5 現場説明及び仕様説明

- (1) 日 時 募集要領配布時に個別に説明を実施
- (2) 場 所 陸上自衛隊米子駐屯地厚生センター内

6 その他

細部の内容は、募集要領(要問合せ)による。

7 問合せ先

陸上自衛隊米子駐屯地業務隊厚生科(担当:清田)
電話(0859)-29-2161(内線336)

仕様書

- 1 業務件名
陸上自衛隊米子駐屯地における展示即売店の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売店の設置及び経営
- 3 募集業種
不問
(ただし、米子駐屯地内で営業するにふさわしくない業種及び酒類・生鮮加工食品等の販売を除く。)
- 4 設置場所及び面積(基準)
 - (1) 厚生センター内 3. 24 m²
 - (2) 厚生センター外 3. 24 m²
- 5 光熱水量使用料
使用した場合は、別途徴収する。
- 6 業務期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日の間で丙が希望する日のうち、甲と乙が協議して決定する日とする。
- 7 営業時間
原則として、1000～1600までとし、それ以外は別途協議とする。
- 8 その他の条件
官側の都合により使用できない場合がある。
- 9 展示即売業者の決定
業者は陸上自衛隊米子駐屯地業務隊長(以下、「甲」という)が決定する。
- 10 国有財産の使用許可
 - (1) 業者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得るものとする。
 - (2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長(以下、「乙」という。)が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方(以下、「丙」という。)が使用許可条件に違反し

たとき。

ウ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に乖離されるべき関係を有しているとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は前提により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

(5) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 官側が使用するとき。

イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

(6) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。

11 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

12 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1平方メートルあたりの国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

13 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

14 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

15 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

16 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

17 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

18 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

19 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することが出来る。

20 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のための通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるもの

とし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は即時に対応すること。
- (8) 丙は、各日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議するものとする。